

千葉県営住宅駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県営住宅条例(昭和36年千葉県条例第5号。以下「条例」という。)及び千葉県営住宅条例施行規則(昭和37年千葉県規則第14号。以下「規則」という。)に基づく市営住宅駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者資格)

第2条 駐車場を使用することができる者は条例第55条に定める者であること。

(自動車の制限)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、規則第38条に定めるとおりとする。

(使用台数の制限)

第4条 原則として、駐車場の使用は、1住戸につき自動車1台とする。ただし、市長が特に認める者についてはこの限りではない。

(使用期間)

第5条 駐車場の使用期間は、1年以内とする。

2 駐車場の使用許可を受けた者が、前項の使用期間満了までに条例第62条による明渡しの手続を行わないときは、第3条の自動車の制限に適している場合に限り更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

(使用の申込)

第6条 駐車場の使用を希望する者は、駐車場使用申込書(規則第39条第1項)に、次に掲げる書類を添付して市長に申し込むものとする。

- (1) 自動車検査証の写し(ただし、自動車が未登録又は自動車検査証の名義が駐車場を使用する者でない場合で、申込みから1か月以内に自動車の所有者又は使用者となる者にあつては、申出書(様式4)及び当該自動車の売買契約書又は見積書の写しを添付することにより、当該自動車が納車される日から2週間後まで提出を延期することができる。)
 - (2) 自動車運転免許証の写し
 - (3) 自動車検査証の名義が駐車場を使用する者でない場合にあつては、当該自動車の売買契約書の写し又は譲渡証明書等所有又は使用を証する書類
 - (4) 駐車場の空き待ち登録を行っていた者にあつては、民間駐車場等を借りていたことを証する書類
- 2 訪問介護者が駐車場を使用する場合は、前項に掲げる書類及び次の書類を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し
 - (2) 身分を証することのできる書類
 - (3) 介護を必要とすることを証する書類

(4) その他、入居者等の診断書又は市長が必要と認める書類

(許可予定者及び補欠者の決定)

第7条 市長は、前条の規定により駐車場の使用の申し込みをした者の数が駐車区画の数を超える場合においては、抽選により駐車場の使用許可を受ける予定の者(以下「許可予定者」という。)を決定し、かつ、補欠の使用予定者(以下「補欠者」という。)の順位を決定する。ただし、申込台数が駐車区画数以内であるときは、抽選によらないで決定するものとする。

2 前項の場合において、空き駐車区画が生じたときは、補欠者の順位により許可予定者を決定するものとする。

3 第1項の補欠者がおらず、駐車場が満車で、駐車場の使用申し込みがあった場合は、申し込み順に駐車場の空き待ち登録を行い、空き区画が生じたときに申し込み上位の者から駐車場を斡旋するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、車椅子使用世帯向け住宅の入居者等については、優先して許可予定者を決定することができるものとする。

(駐車区画の決定)

第8条 市長は、前条の規定により許可予定者が決定されたときは、千葉市住宅供給公社又は許可予定者と管理組合の意向に基づき、使用すべき駐車区画を決定するものとする。

(使用の決定等)

第9条 市長は、許可予定者及び駐車区画を決定したときは、駐車場使用決定通知書(規則第42号様式)を許可予定者に交付するものとする。

2 前項の交付を受けて駐車場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、交付を受けた日の翌日から起算して7日以内に誓約書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の決定)

第10条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、償却費、修繕費、管理事務費及び地代相当額等の合計額を基準として、近隣の駐車場料金を勘案のうえ市長が定める。

(使用料の変更)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用料を変更することができる。

(1) 固定資産税の評価替えが行われたとき。

(2) 物価の変更に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。

(3) 駐車場相互の間における使用料の額の均衡上又は民営駐車場の使用料金との均衡上使用料を変更する必要があると認めるとき。

(4) 駐車場について改良を施したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の徴収)

第12条 使用料は、駐車場の使用許可の日から駐車場の返還があった日まで徴収する。

2 使用者は、毎月末日（12月にあつては翌年の1月4日とし、月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3 使用者が新たに駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を返還した場合において、その月の使用期間が1月に満たない時は、その月の使用料は日割とする。日割計算の方法は規則第45条の2に定めるものを使用する。

4 使用者が第14条に規定する届け出をしないで駐車場の使用を中止、若しくは届け出をした日が返還した日を過ぎた場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長が認定した日又は届け出を受理した日までの使用料を徴収する。

(使用の承継の禁止)

第13条 駐車場の使用は、同居人以外の者に承継させることはできない。

(駐車場の返還)

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、返還しようとする日の10日前までに、市営住宅駐車場明渡届書（規則第48号）により市長に届け出るものとする。

(1) 当該住宅を退去するとき

(2) 第2条各号に規定する使用者資格を失ったとき又は第3条に規定する自動車の制限に適合しなくなったとき

(3) 使用者が自動車を使用する必要がなくなるとき

(4) 訪問介護の必要がなくなるとき

(5) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき

(保管場所の証明)

第15条 市長は、第2条の資格を有する者の請求により、保管場所使用承諾証明書（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面の取得に要するもの）を発行するものとする。

(変更の届出)

第16条 使用者は、駐車場使用内容に変更が生じた時は、市営住宅駐車場使用内容変更届書（規則第43号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理した場合は、第2条の資格を有し、第3条の規格に適合すると認めたときは、条例第56条に規定する使用の決定の例により駐車場使用決定

通知書を交付するものとする。

(使用者の遵守義務)

第17条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用決定を受けた駐車区画の全部若しくは一部を第三者に転貸又はその使用权を他の者に譲渡しないこと
- (2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車支障となる物品を持ち込まないこと
- (3) 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと
- (4) 使用決定を受けた駐車区画を決定された自動車の駐車以外の用途に使用しないこと
- (5) 前各号のほか、使用決定の条件及び市長の指示に従うとともに使用者及び入居者等の生活環境上支障となる行為をしないこと
- (6) 事故発生の防止に努めること
- (7) 駐車場内において盗難、損傷等の事故又は人身事故が発生した場合は、自己の責任において処理すること

(使用決定の取消等)

第18条 市長は、使用者が条例第63条第1項の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用決定を取り消し又は使用を停止し、その明け渡しを命ずることができる。

2 市長は、前項により駐車場の決定通知を取り消し又は使用の停止を命じるときは、取り消しについては、駐車場使用決定取消通知書(様式第2号)、使用の停止については、駐車場使用停止通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 前項の規定により使用決定を取り消し又は使用を停止する期間は、使用決定の取り消しの期間については1年以上、使用の停止の期間については停止を命じた月の翌月1日から起算して1年とする。

(返還義務)

第19条 使用者が第14条各号の規定に該当することにより駐車場の使用を必要としなくなったときは、直ちにその使用決定を受けた駐車区画を市長に返還しなければならない。

(損害賠償責任等)

第20条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 駐車場内における盗難、損傷等の事故又は人身事故が発生したことにより、使用者又は第三者が損害を受けたことがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

3 駐車場の使用に関し、使用者が他の使用者又は第三者に損害を与えたときは、当事

者間において解決するものとする。

(駐車場管理組合)

第21条 入居者等は、駐車場を管理するため駐車場毎に駐車場管理組合（以下「管理組合」という。）を設置することができる。

2 市長は、駐車場の管理運営に関する業務の一部を管理組合及び民間駐車場管理委託業者に委託することができる。

(補則)

第22条 駐車場の管理に関しては、条例第66条の規定により千葉市住宅供給公社が行うものとする。

第23条 第4条、第7条、第8条、第9条第1項、第14条、第16条、第18条、第21条中「市長」とあるのは「千葉市住宅供給公社理事長」と読替えるものとする。

2 第6条、第9条第2項、第15条、第17条、第19条中「市長」とあるのは「千葉市住宅供給公社」と読替えるものとする。

第24条 この要綱に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、千葉市住宅供給公社理事長が定めることができる。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年 9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

使用者 住 所
団地名
氏 名
(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電 話

私は、市営住宅 団地内駐車場を自動車の保管のため使用するにあたり、下記事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 使用決定を受けた駐車区画の全部若しくは一部を第三者に転貸し、又はその使用権を他の者に譲渡しないこと。
- 2 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車支障となる物品を持ち込まないこと。
- 3 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと。
- 4 使用決定を受けた駐車区画を自動車の駐車以外の用途に使用しないこと。また、使用決定を受けた自動車以外の駐車及び使用決定を受けた駐車区画以外への駐車をしないこと。
- 5 前各号のほか、使用決定の条件及び市長の指示に従い、使用者及び入居者等の生活環境上支障となる行為をしないこと。
- 6 災害防止の措置を講じて事故発生の防止に努めること。
- 7 駐車場内において、盗難、損傷等の事故又は人身事故が発生した場合においては、自己の責任において処理すること。ついては、自己又は第三者が損害を受けたことがあっても市及び市長にその責めを請求しないこと。
- 8 自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又は付帯する設備を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償すること。
- 9 自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場の使用決定を取り消し、又は使用決定を停止され、その明渡しを命じられたときは直ちにこれに従うこと。
- 10 住宅の建替又は施設設備の拡張等の必要があるときは、市及び市長の指示又は命令に従うこと。
- 11 駐車場使用料及び住宅の家賃を滞納しないこと。

様式第2号

指令第

号

年 月 日

住 所

団地名

氏 名

様

千葉市長

印

市営住宅駐車場使用決定取消通知書

千葉市営住宅条例第63条の規定により当該駐車場の使用決定を取消し、駐車場使用者の資格を喪失したので通知します。駐車場を使用することができませんので、直ちに駐車場を明渡ししてください。

1 使用決定を取り消した駐車場

市営住宅

団地駐車場第

号区画

2 使用決定を取り消した理由

様式第3号

指令第

号

年 月 日

住 所

団地名

氏 名

様

千葉市長

印

市営住宅駐車場使用停止通知書

千葉市営住宅条例第63条の規定により当該駐車場の使用決定を停止するので通知します。 駐車場を使用することができませんので、直ちに駐車場を明渡ししてください。

1 使用決定を停止する駐車場

市営住宅

団地駐車場第

号区画

2 使用決定を停止する期間

年 月 日から

年 月 日

3 使用決定を停止する理由

様式第4号

申 出 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 _____

団 地 名 _____ 団 地 _____ 棟 _____ 号 _____

氏 名 _____

(注) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 _____

納車予定日は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日です。納車後、自動車検査証の写しを2週間以内に提出します。なお、当該期日までに自動車検査証の写しを提出しない場合は、駐車場使用許可を取り消されても異議は無く、直ちに駐車場を明け渡します。

添付書類 購入する車両の契約書または見積書の写し